

陳 情 書

二本松市議会

議長 本多 勝実 様

投票立会人の募集方法に関する陳情書

市議会、市長、県議会、県知事、衆議院、参議院と各級の選挙が執り行われ、選挙のない年が珍しい近年です。各選挙が公正かつ適正に行われるために投票立会人は重要な職務を担っていますが、人口減や関心の低下などによって、なかなか推薦を受ける人が少なくなり区長が苦勞している行政区があります。

令和元年の公職選挙法改正で投票立会人の選任要件が緩和され、

「各投票区における選挙人名簿に登録された者」と決まっていたが

「選挙権を有する者」になりました。

この法改正以降、投票立会人の公募や登録制度を始めた自治体が増えているようです。また平成28年から投票権を18歳以上にしたこともあり、選挙への関心を高めるためにも若い人の募集・登録に力を入れている自治体もあります。

さらに自治体によっては行政区からの推薦と、公募、登録制度を併用しているところもあります。

投票立会人は拘束時間が長いため、推薦に応えられないとの声も聴いているところです。立ち合いの時間を午前と午後で交代できるようにしている自治体もあり、投票立会人の確保に工夫している様子が窺えます。

選挙への関心と投票率の向上をめざすとともに、行政区長への負担を減らすよう以下の陳情をいたします。

陳情事項

1. 投票立会人選任にあたっては、行政区からの推薦に合わせて、公募や登録の制度を設けること。
2. 投票立会人の立会時間を1日、午前、午後などのパターンを導入して募集すること。

令和7年 5月29日

陳情者

高橋 渉



資料：自治体のホームページから抜粋

三春町

選挙の投票立会人を募集いたします

掲載日：2025年01月30日更新

選挙の投票に立ち会ってみませんか

三春町選挙管理委員会では、選挙に対する関心を高めるとともに、親しみのある投票所を目指して、各選挙の投票立会人を募集します。

投票立会人は、投票所や期日前投票所で投票事務が公正に行われるよう立ち会っていただく方のことで、選挙権のある方で三春町の選挙人名簿に登録されており、年齢・性別・職業などに関係なく、どなたでも務めることができます。

特に、若い方の選挙に対する関心を高め、若年層の投票率向上を図ることから、10代・20代・30代の方の積極的な参加をお待ちしています。

登録の有効期間

令和7年4月1日（火）～令和9年3月31日（水）

令和9年度までに執行される選挙の際には、ご連絡いたします。

ご都合により、投票立会人を辞退される場合は、ご連絡ください。

滋賀県日野町

○日野町投票所の投票立会人の交替制に係る事務取扱規程

平成29年3月2日 選委告示第7号

(目的)

第1条 この規程は、投票所の投票立会人の交替制に係る事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(投票立会人の交替制)

第2条 投票所の投票立会人(以下「立会人」という。)については、1日単位での従事を基本としつつ、地域の実情等に応じて、交替制により、従事できるものとする。

2 前項の規定による立会人の交替は、前半の立会人と後半の立会人との交替制とする。

(従事する時間)

第3条 前半の立会人と後半の立会人の各従事時間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前半の立会人の従事時間 午前6時30分から午後1時まで

(2) 後半の立会人の従事時間 午後1時から概ね午後8時30分まで

※交替の時間は自治体によってさまざま異なっています。

静岡県清水町

選挙における学生の投票立会人（登録）を募集しています

2024年9月10日 更新

清水町選挙管理委員会では、若者に実際の選挙に関わることで選挙や政治への興味・関心を高めてもらうため、投票立会人（登録）として選挙事務に従事してくれる学生を募集しています。

1 対象（応募資格）

次の条件を全て満たしている方

- （１）清水町又は近隣市町在住の高校生、大学生、短大生、専門学校生等で満18歳以上の方
- （２）選挙の重要性を認識し、投票の秘密を守るとともに、公益代表として投票事務に立ち会うことができる方
- （３）公務にふさわしい態度、身だしなみ、言葉づかいができる方
- （４）選挙立候補予定者の関係者（家族、親族、選挙運動員等）でない方

4 従事時間

当町は、投票立会人の交代制をとっているので、前半又は後半での従事を選んでいただきます。

○前半：午前7時から午後1時30分まで（途中、昼食休憩あり）

○後半：午後1時30分から午後8時まで（途中、夕食休憩あり）

須賀川市

18歳からの投票立会人募集

更新日 令和7年1月1日

若い人たちにもっと政治や選挙に関心をもっていただき、選挙を通して積極的に政治に参加していただくために、「投票立会人」を募集します。

募集対象

18歳から29歳の人で、須賀川市に3か月以上居住している人(選挙権のある方)

仕事内容と報酬

投票立会人有権者の代表として、期日前投票所において、適正な投票の立会いなどを行います。なお、9,600円（所得税控除前）の報酬をお支払いします。

候補者登録

申し込みいただくと、立会人候補者として登録されます。

選挙の際に、都合を確認のうえ選任します。

なお、特に申し出がない限り、30歳の誕生日まで登録を継続します。

※自治体によっては登録期間を2年ごとにしているところもあります。

本宮市

投票立会人を募集しています！

発行日：2025年04月01日

広報紙名：広報もとみや 令和7年4月号

投票所や期日前投票所における「投票立会人」と指定病院などにおける不在者投票の「外部立会人」を募集します。

■応募資格

本宮市在住の有権者で明るい選挙の推進に理解のある人。

※応募者の資格審査後、投票立会人候補者として登録。選挙の際は、登録者に日程を確認し選任します。

■職務内容

投票所や病院などで、投票が公正に行われているかどうかを確認していただきます。

立会人の種類	投票立会人	期日前投票立会人	指定病院などにおける不在者投票の外部立会人
立会期日	投票日当日	期日前投票期間中	病院などの指定する期日
立会時間	7:00～18:00	8:30～20:00	病院などの指定する時間
立会場所	自分が投票する投票所	市選管が指定する場所	県選管が指定する市内の病院など ※ただし、市外の場合もあります
選任人数	各投票区につき3人	各投票所1日につき2人	各施設1回につき2人
報酬額	1回 10,900円	1回 9,600円	1時間 1,250円
	※上記報酬から所得税が差し引かれます		
費用弁償	500円		市内の場合 500円 市外の場合 1,100円
	※報酬とは別に交通費として支給されます		